

3-3 所得種類別課税状況

(1) 利子所得等の課税状況

区 分		課 税 分		非 課 税 分		合 計	
		支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	障 害 者 等 非 課 税 ・ 財 形 貯 蓄 非 課 税 分 支 払 金 額	そ の 他 非 課 税 分 支 払 金 額	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
公	債	8,453,500	1,268,025	73,049	89,409,409	97,935,958	1,268,025
社	債	10,330,193	1,549,529	43,498	100,642,094	111,015,785	1,549,529
預 貯 金	銀 行 預 金	118,582,140	17,787,321	729,401	14,497,305	133,808,845	17,787,321
	銀行以外の金融機関の預金	123,743,340	18,561,501	3,318,682	87,723,772	214,785,793	18,561,501
	勤 務 先 預 金	12,962,020	1,944,303	26,395	-	12,988,415	1,944,303
合同運用信託の収益の分配		1,269,926	190,489	131,081	52,631	1,453,638	190,489
公社債投資信託の収益の分配等		577,220	86,583	2	1,293	578,515	86,583
小 計		275,918,339	41,387,751	4,322,107	292,326,503	572,566,949	41,387,751
定期積金の給付補てん金等		4,142,280	621,342	-	65,373	4,207,653	621,342
匿名組合契約等に基づく利益の分配、生命保険等の差益		819,044	124,010	-	-	819,044	124,010
割引債の償還差益		25,100	4,518	-	-	25,100	4,518
計		280,904,763	42,137,621	4,322,107	292,391,876	577,618,746	42,137,621

調査対象等：平成21年2月から平成22年1月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(2) 配当所得の課税状況

区 分	一 般 課 税 分		非 課 税 分	特 例 税 率 適 用 分		合 計	
	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	源泉徴収税額
剰余金の配当、利益の配当、 剰余金の分配、基金利息、 特定投資法人の投資口の配当等	千円 415,936,359	千円 82,767,888	千円 67,000,158	千円 164,043,893	千円 11,580,677	千円 646,980,410	千円 94,348,565
投資信託（公社債投資信託及び公募公 社債等運用投資信託を除く。）及び特 定目的信託の収益の分配等	—	—	14	91,908	6,425	91,922	6,425
計	415,936,359	82,767,888	67,000,172	164,135,801	11,587,102	647,072,332	94,354,990

調査対象等：平成21年2月から平成22年1月までに配当等の支払者から提出された「配当等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(3) 特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等の課税状況

区 分	源泉徴収選択口座内 調整所得金額等	源 泉 徴 収 税 額
	千円	千円
源泉徴収選択口座内保管 上場株式等の譲渡所得等	68,374,274	4,814,178

調査対象等：平成21年2月から平成22年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(4) 給与所得及び退職所得の課税状況

区 分		官 公 庁		そ の 他		合 計	
		支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額
給 与 所 得	俸 給 ・ 給 料 ・ 賞 与	千円 2,783,091,448	千円 111,238,267	千円 26,409,229,283	千円 806,140,911	千円 29,192,320,731	千円 917,379,178
	日 雇 労 働 者 の 賃 金	6,304,677	105,160	107,962,824	1,800,465	114,267,501	1,905,625
	計	2,789,396,125	111,343,427	26,517,192,107	807,941,376	29,306,588,232	919,284,803
退 職 所 得		328,380,421	4,501,236	530,469,206	18,631,901	858,849,627	23,133,137
災害減免法により徴収猶予したもの		—	—	—	1,788	—	1,788

調査対象等：給与等の支払者から平成22年4月30日までに提出された「法定調書合計表（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票）」及び平成21年2月から平成22年1月までに提出された「給与所得、退職所得等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

用語の説明：1 「官公庁」とは、政府機関、地方公共団体及びこれらの関係機関（所得税法別表第一の第一号に掲げる法人等のうち、公庫、事業団、国立大学法人等、国・地方公共団体が全額出資しているもの及び特定独立行政法人をいう。）を集計したものである。

2 「法定調書」とは、所得税法の規定により税務署長に対して、その提出を義務付けられている書類をいい、原則として翌年1月31日までに提出することとなっている。法定調書の種類は多数にのぼっており、例えば①利子等の支払調書、②配当及び剰余金の分配の支払調書、③報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書、④給与所得の源泉徴収票、⑤非居住者に支払われる給与、給付及び役務の報酬の支払調書がある。

3 「徴収猶予」とは、通常の法定納期限に徴収しないで、一定の期間徴収手続を猶予することをいう。したがって、一定の期間、納期限を延長する、いわゆる延納制度とは異なるものである。

(5) 報酬・料金等所得の課税状況

区 分		支 払 金 額	源泉徴収税額
法 第 2 0 4 条 該 当	原稿料、作曲料、放送謝金、講演料等の報酬又は料	千円 24,645,900	千円 3,637,324
	弁護士、税理士等の報酬又は料金	187,163,227	24,776,397
	診療報酬	237,763,321	21,093,495
	職業野球の選手、騎手、外交員等の報酬又は料	143,635,470	7,914,635
	芸能等についての出演・演出等の報酬又は料	7,513,570	937,946
	バー、キャバレーのホステス等の報酬又は料	42,769,742	2,524,115
	契約金・賞金	4,398,797	427,169
	小 計	647,890,027	61,311,081
法第203条の2該当（公的年金等）		424,037,828	4,531,868
法第207条該当（生命保険契約等に基づく年金）		161,668,860	829,694
法第174条該当（馬主に支払われる競馬の賞金等）		329,219	11,555
計		1,233,925,934	66,684,198
災害減免法により徴収猶予したもの		—	—

調査対象等：報酬・料金等の支払者から、平成22年4月30日までに提出された「法定調書の合計表（報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書）」及び平成21年2月から平成22年1月までに提出された「報酬・料金等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(6) 非居住者等所得の課税状況

区 分	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額
	千円	千円
公 社 債 ・ 預 貯 金 の 利 子 等	591,884	76,885
剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、基金利息、投資信託 (公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。)及び特定 受益証券発行信託の収益の分配	89,165,053	5,027,849
匿 名 組 合 契 約 に 基 づ く 利 益 の 分 配	11,000	2,200
給 与 ・ 賞 与 等	16,044,845	1,602,804
退 職 手 当 等	1,685,955	316,265
人 的 役 務 の 報 酬	255,792	50,793
工業所有権その他の技術に関する権利等の使用料 又はその譲渡による対価	8,938,370	918,418
著作権の使用料又はその譲渡による対価	3,000,592	286,416
貸 付 金 の 利 子	1,476,098	131,366
不動産、採石権の貸付、租鉱権の設定又は航空機、 船舶の貸付による所得	1,999,362	391,081
機 械 等 の 使 用 料	—	—
土 地 等 の 譲 渡 に よ る 対 価	466,360	46,636
人 的 役 務 提 供 事 業 の 対 価	6,488,914	1,155,754
生 命 保 険 契 約 等 に 基 づ く 年 金	20,333	2,033
賞 金	19,028	3,457
合 計	130,163,586	10,011,957

調査対象等：平成21年2月から平成22年1月までに非居住者等の給与等の支払者から提出された「非居住者・外国法人の所得についての所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。